

議案 第 1 号

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証の更新について

提案理由

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関のうち、次の機関から評価機関認証の更新に係る申請書の提出がありました。

特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

当該機関から提出された申請書の内容を審査し、事務局において聴取を行ったところ、別添審査表のとおり適正でした。

については、これらの機関の認証更新について、本委員会の議決を求めます。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（抜粋）

（認証）

第 5 条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議を行い、第 3 条に規定する認証要件を満たす場合には、評価機関を認証する。

2 県は、前項の認証を行うに当たって条件を付することができる。

3 県は、認証すること又は認証しないことを決定するに当たり、申請法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い、又は書類の提出を求めることができる。

4 県は、認証すること又は認証しないことを決定したときは、申請法人に対し、その旨を通知する。

第 6 条 認証の有効期間は 3 年間とする。

（認証の更新）

第 7 条 有効期間満了後引き続き評価機関として認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の 3 月前までに、申請書（様式第 2 号）に必要な資料等を添付して認証の更新を申請しなければならない。

2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。

（1）第 3 条に規定する認証要件を満たすこと。

（2）現在の有効期間中に評価の実績を有すること。

（3）次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができると認められること。

3 第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定は、認証の更新について準用する。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証の更新について

法人名	特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク
現認証期間	令和2年9月21日から 令和5年9月20日まで
認証更新期間	令和5年9月21日から 令和8年9月20日まで
所在地	東京都千代田区九段南
代表者	宮崎 民雄
評価事務責任者	浅野 紀子
評価区分	地域密着型
評価調査者	地域密着型 6名
評価件数 (直近3か年)	【県内(全国)】 (社会的擁護関係施設に係る評価件数を含む。) R2年度 4件(8件) R3年度 1件(2件) R4年度 0件(9件) 3か年度計 5件(19件)
備考	継続認証

評価機関認証申請書類審査表

【申請団体】 特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

○審査表1 (要件の審査)

	認証要件 (認証要綱第3条)	申請者の状況	適否	備考
1	法人格を有すること。	特定非営利活動法人である	適	
2	申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス(社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。)を提供していないこと。	福祉・保健サービスを提供していない	適	
3	申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 福祉・保健サービス提供法人の役員及び福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認める場合はこの限りでない。	該当なし	適	
	イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)	該当なし	適	
4	評価調査者を2名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登録されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。	地域密着型サービス外部評価の評価調査者6名	適	
5	認証要綱第3条第1項第5号に掲げる資料等を整備し、公開していること。	申請団体のホームページにおける公開状況は以下のとおり (第3条第1項第5号関係) ア 評価調査者一覧：公開 イ 評価の内容、手法等に関する規程：評価の流れを公開 ウ 倫理及び守秘義務に関する規程：公開 エ 評価料金表：公開 オ 評価実績：WAM ネットのリンク	適	アを掲載するように、イについてホームページに掲載するとともに評価の内容も分かるものに改めるように、ウを掲載するように指導した。
6	評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情解決実施要領は定めている。	適	
7	認証要綱第11条の規定に基づき、認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。	—	—	
8	認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。)が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。	地域密着型サービス外部評価(社会的擁護関係施設に係る評価件数を含む。) 令和2年度から令和4年度における評価件数：19件	適	

【申請団体】 特定非営利活動福祉経営ネットワーク

○審査表 2 (必要資料の審査)

認証要綱第4条第1項に掲げる申請に必要な資料		資料の有無	適否	留意点・修正点
1	法人登記簿謄本	有	適	
2	役員名簿	有	適	
3	定款又は寄付行為等	有	適	
4	法人の事業計画または事業概要を説明する書類	有	適	
5	前年度予算書及び決算書(新設法人は不要)	有	適	
6	法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類	有	有	
7	所属する評価調査者一覧(他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付)	有	適	
8	評価手順及び手法に関する書類	有	適	
9	倫理及び守秘義務に関する規程	有	適	
10	苦情解決体制の概要	有	適	
11	評価料金表	有	適	
12	その他(評価実績)	有	適	

継続認証に係る現地調査審査項目

特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

確認事項		申請者の状況	評価	備考	
○評価機関認証要綱第8条（評価機関が遵守すべき事項）関係					
評価機関関係					
評価を受審する施設等（以下「受審施設等」という。）と次に掲げる関係にない。					
1	(1)	評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部（以下「法人本部」という。）若しくは受審施設等以外の施設等（以下「同一法人施設等」という。）に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。	行っていない	○	
	(2)	受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。	行っていない	○	
役員関係					
評価機関の役員（会員及び顧問等は対象外）が、受審施設等と次に掲げる関係にない。					
2	(3)	評価機関の役員に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(4)	評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人（①地域福祉の推進を図るために設立された法人、②公益的な事業を行っている法人で公正に評価できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会が認めた法人を除く。）が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。	該当なし	○	
		① 高齢者を対象とした福祉・保健サービス			
		② 障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービス			
	③ ①及び②以外を対象とした福祉・保健サービス				
	(5)	評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
(6)	評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	該当なし	○		
評価調査者関係					
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行っている。					
3	(7)	評価調査者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○	
	(8)	評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。	該当なし	○	
		① 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
		② 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。			
	③ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに①及び②以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。				
	(9)	評価調査者に、地域密着型サービスを提供する施設等の職員がいる。（地域密着型サービス外部評価に限る。）	該当なし	○	
(10)	評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。	該当なし	○		
(11)	評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。	行っていない	○		
所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（上記(8)の場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。					
4	(12)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(13)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
	(14)	評価調査者所属法人と受審施設等とがともに（12）及び（13）以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。	該当なし	○	
(15)	評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。			審査項目（20）以下を参照	
(16)	同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。	該当なし	○		

確認事項		申請者の状況	評価	備考
5	(17) 受審施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。(認証要綱第3条第1項第6号)	整備している	○	
	事業の透明性を確保するため、次の事項を自己の管理するホームページに掲載すること。	掲載している	○	直近の更新認証日が掲載されていないため、認証日を追記するように指導した。評価調査者一覧、評価内容及び手法に関する規程、倫理及び守秘義務に関する規程を掲載するように指導した。
	① 評価機関として認証された日及び番号			
	② 実施する評価の種類			
③ 法人の概要(法人の一部部署が評価を行う場合は、当該部署の概要)・評価調査者一覧・評価内容及び手法に関する規程、倫理及び守秘義務に関する規程、評価料金表、評価実績(評価がない場合は不要)及び事務責任者の連絡先等				
(19) 役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を漏えいしていないか。	漏えいしていない	○		

○鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領関係

6	(20) 体制・方法は適正か	県の事務取扱要領の内容を満たした体制・手法で実施している	○	
	①評価項目、評価区分(3段階:a, b, c)、2段階(a, c)			
	②評価方法(訪問調査、書面調査)			
	③自己評価			
	④評価調査者数			
	⑤評価調査日数			
	⑥公表方針			
	⑦評価の公表期間			
	⑧報告書			
	(21) 事前説明会等により事業者の説明されているか			
6	(22) 事前説明事項は適切か	適切である	○	
	①事業の趣旨、スケジュール、評価項目等			
	②評価に入る評価調査者の氏名			
	③評価料金及び解約に関する事			
	④事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等			
	⑤評価結果の公表、苦情対応に関する事			
	⑥評価機関の倫理、守秘義務に関する事			
⑦その他、評価の受審に当たり必要な事				
(23) 評価終了後、報告書を公表するに当たり事業者の承認を得られているか	同意を得ている	○		
(24) 報告書の内容に異議を申し出た事業者から意見書の提出を適切に受け付けているか	該当なし	○		
(25) 評価の決定方法について、訪問調査を行った評価調査者の合議により適切に決定されているか	合議により決定している	○		
(26) 上記の方法で決定できない場合や事業者から報告書の内容に異議があった場合に評価決定委員会で評価が決定されているか	該当なし	○		
(27) 事業者から提出された意見書の取扱は適正か ※意見書を受領した場合、評価決定委員会で報告書の内容を決定、挙証資料があれば報告書の内容に盛り込むことも要検討	該当なし	○		
(28) 評価結果について、訪問調査の日から2か月以内に報告書をWAMネットに掲載し、事業者に通知しているか	概ね2か月以内に掲載し、通知している	○		
(29) 上記期間内に公表ができない場合に、理由等を事業者に通しているか	2月以内に公表している。	—		
(30) 評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証を交付しているか	交付している	○		

特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク
 (令和2年度～令和4年度評価実績)

(地域密着型サービス外部評価)

番号	評価年度	施設種別	受審施設名	住所地
1	令和2年度	認知症対応型共同生活介護	グループホームみなと	境港市
2	令和2年度	認知症対応型共同生活介護	グループホームあがりみち	境港市
3	令和2年度	認知症対応型共同生活介護	グループホームかみごとう	米子市
4	令和2年度	認知症対応型共同生活介護	グループホームかわさき	米子市
5	令和3年度	認知症対応型共同生活介護	グループホームきらり	琴浦町

(社会的擁護関係施設第三者評価)

番号	評価年度	施設種別	受審施設名	住所地
6	令和2年度	児童養護施設	救世軍機恵子寮	東京都
7	令和2年度	母子生活支援施設	網代ホームきずな	東京都
8	令和2年度	母子生活支援施設	白鳥寮	東京都
9	令和2年度	児童心理治療施設	こどもの心のケアハウス嵐山学園	埼玉県
10	令和3年度	母子生活支援施設	ナオミホーム	東京都
11	令和4年度	児童養護施設	幸保愛児園	神奈川県
12	令和4年度	児童養護施設	鎌倉児童ホーム	神奈川県
13	令和4年度	児童養護施設	溢愛館	愛知県
14	令和4年度	児童養護施設	八楽児童寮	愛知県
15	令和4年度	母子生活支援施設	リフレここのえ	東京都
16	令和4年度	母子生活支援施設	大田区立コスモス苑	東京都
17	令和4年度	母子生活支援施設	練馬区立母子生活支援施設	東京都
18	令和4年度	児童養護施設	東京愛育苑向島学園	東京都
19	令和4年度	乳児院	聖オディリアホーム乳児院	東京都